

労働災害の未然防止について

令和 7 年 2 月 26 日

林野庁 近畿中国森林管理局

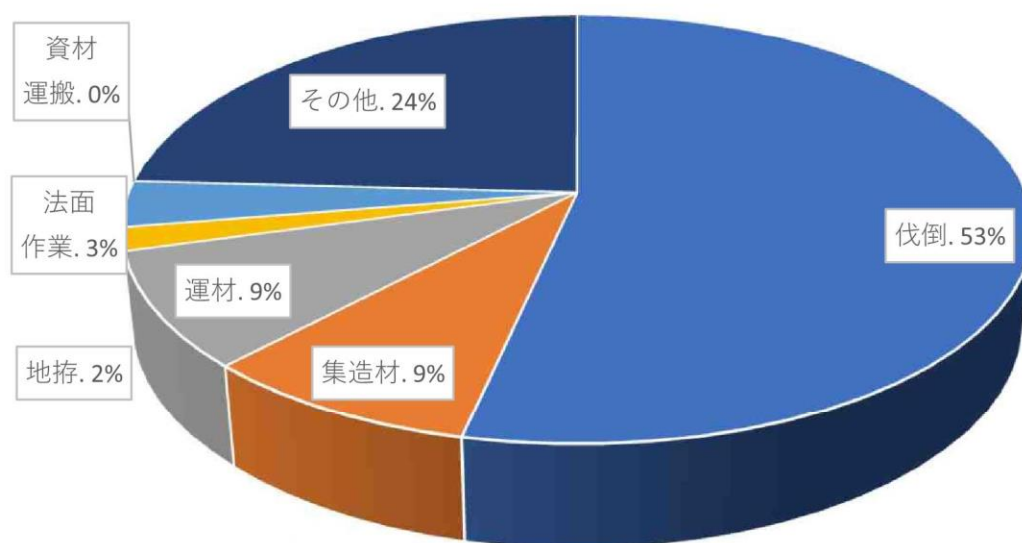
○労働災害の未然防止について

- ☞ 林業における労働災害発生率は、依然として**他産業と比較して高い水準**にあることから、一層の労働災害防止対策を推進することが必要です。
- ☞ 国有林野事業における重大災害の発生状況を分析しても、**伐倒作業中に被災**したものが、全体の**5割以上**を占めています。
- ☞ 伐倒作業の中でも、**かかり木処理に起因するものが約3割**となっています。続いて、**伐倒方向が狂った**ことなどにより自らの伐採木に激突される災害が多くなっています。
- ☞ 近年では、**つる絡みや枯損木**の処理中の災害も増えています。
- ☞ **基本手順等の遵守**及び**周囲確認の徹底**により防げた災害も多くあります。過去の災害事例における教訓等を生かして、**類似災害を撲滅**しましょう！

○国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況（林野庁全体）

【平成25年度～令和5年度】

事業別		作業種別	伐倒	集造材	運材	作業路 作設	地拵	法面 作業	型枠 作業	資材 運搬	その他	合計
造林・素材 生産	生産		5	3	4							12
	造林		13				1				3	17
	その他										1	1
	立木販売		11	2	1						2	16
	計		29	5	5	0	1	0	0	0	6	46
治山・土木	林道										3	3
	治山		2					2			5	9
	計		2	0	0	0	0	2	0	0	8	12
合計			31	5	5	0	1	2	0	0	14	58



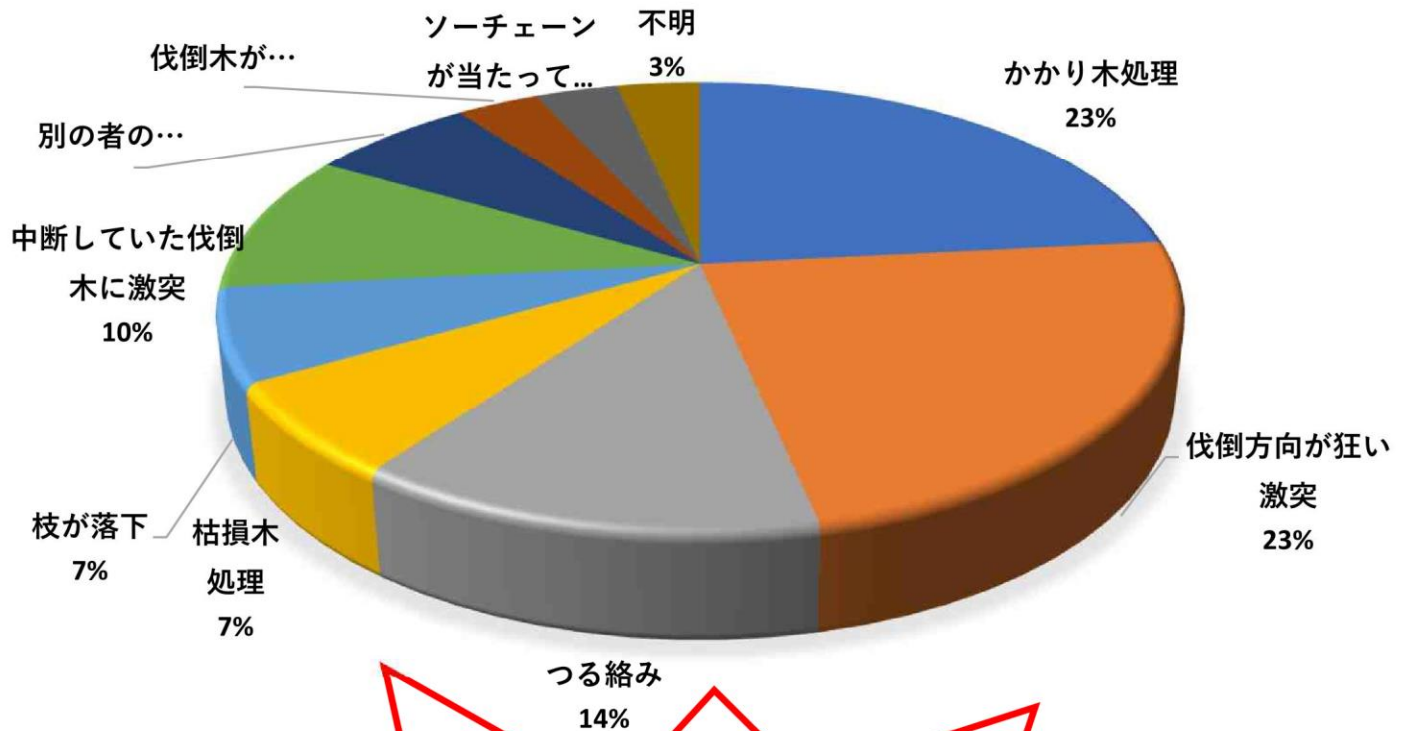
伐倒作業が5割超！

※造林の件数には間伐作業が含まれる。

○伐倒作業における災害の内容

【平成25年度～令和5年度】

作業内容等	かかり木処理	伐倒方向が狂い激突	つる絡み	枯損木処理	枝が落下	中断していた伐倒木に激突	別の者の伐倒木に激突	伐倒木が裂けて激突	ソーチェーンが当たって	不明	計
件数	7	7	4	2	2	3	2	1	1	1	30
割合	23%	23%	13%	7%	7%	10%	7%	3%	3%	3%	100%



かかり木処理及び伐倒方向の狂いが約5割！

かかり木処理作業における禁止事項

- ☞ かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。
- ☞ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。
- ☞ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。
- ☞ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。
- ☞ かかられている木に上り、かかり木にかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

(林災防規程第69条、第70条関連)

令和6年度 請負事業等における重大災害の発生状況

令和7年1月15日現在

No.	局	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概要（推定）
1	九州局	立木販売	R6.4.5	男	61	トラック積み込み作業	スギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックへ積み込む作業を終えた被災者が、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太がトラックから滑落して胸部を強く打ち受災。
2	東北局	立木販売	R6.6.15	男	63	伐倒作業	一人作業により薪炭用原木（ミズナラ）の伐倒作業を行っていた被災者（事業主）が、重心が傾いていたミズナラをグラップルで支えて伐採したところ倒れなかったことから、グラップルを操作するためにキャビンへ乗り込もうとした際に、何らかの原因により、ミズナラの伐倒方向が約90°回転して倒れ、被災者の左側面を強打し受災。
3	九州局	立木販売	R6.7.29	男 （事業主）	69	伐倒作業	主伐の作業現場において、同僚が伐倒した伐倒木（ヒノキ）が、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり受災。
4	関東局	立木販売	R6.10.21	男	61	伐倒作業	伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。
5	九州局	造林 （誘導伐）	R6.10.28	男	38	伐倒作業	同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災。
6	中部局	造林 （育成受光伐）	R6.11.20	男	60	伐倒作業	被災者が前日にナラを伐倒したところヒノキAに当たり、ヒノキAが幹折れして、折れた部分が空中にある状態でコシアブラとヒノキBにかかり木となっていた。被災者は、かかられた木を伐倒してかかり木を外そうとコシアブラに受け口を入れたところ、受け口部分からコシアブラが折れ、コシアブラとヒノキBから外れた幹折れしたヒノキAの上部が被災者の腰部に落下して受災。
7	北海道局	立木販売	R7.1.7	男	51	伐倒作業	（調査中）同僚が木材グラップル機により木寄せした際、伐根から約1m離れた箇所にて待機していた被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり受災。
8	北海道局	生産	R7.1.8	男	75	伐倒作業	（調査中）伐倒作業中に伐倒木の下敷きになり受災。

R6重大災害事例 1

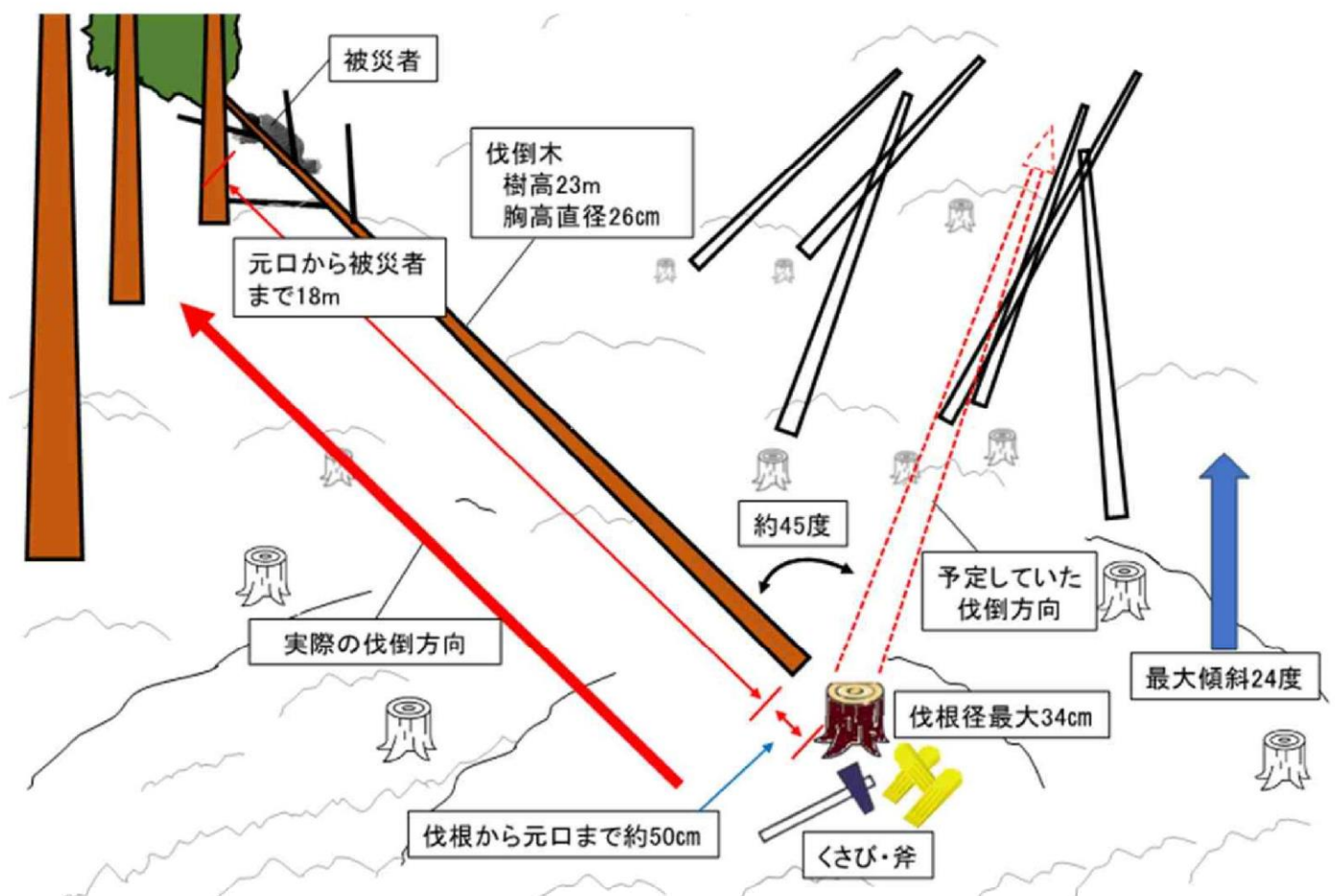
№ 3（発生：令和 6 年 7 月）

<災害の内容>

同僚が伐倒した伐倒木（ヒノキ）が、下方で伐倒作業を行っていた被災者の左脇腹付近に当たり受災

<災害の原因>

立入禁止区域（隣接して伐倒作業を行う場合、伐倒木の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内）へ作業者を立ち入らせたこと、適切な受け口、追い口及び切り残し（つる）を作らせるなどの措置を講じなかった



No 4 (発生：令和 6 年10月)

伐倒作業の際、伐倒木（スギ）を伐倒したところ、隣接していた枯損木（クリ）がつるがらみのために引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災

伐倒木上部のつるがらみの状況や隣接木の状況について十分な把握と必要な措置が講じられずに伐倒が行われ受災した



R6重大災害事例 3

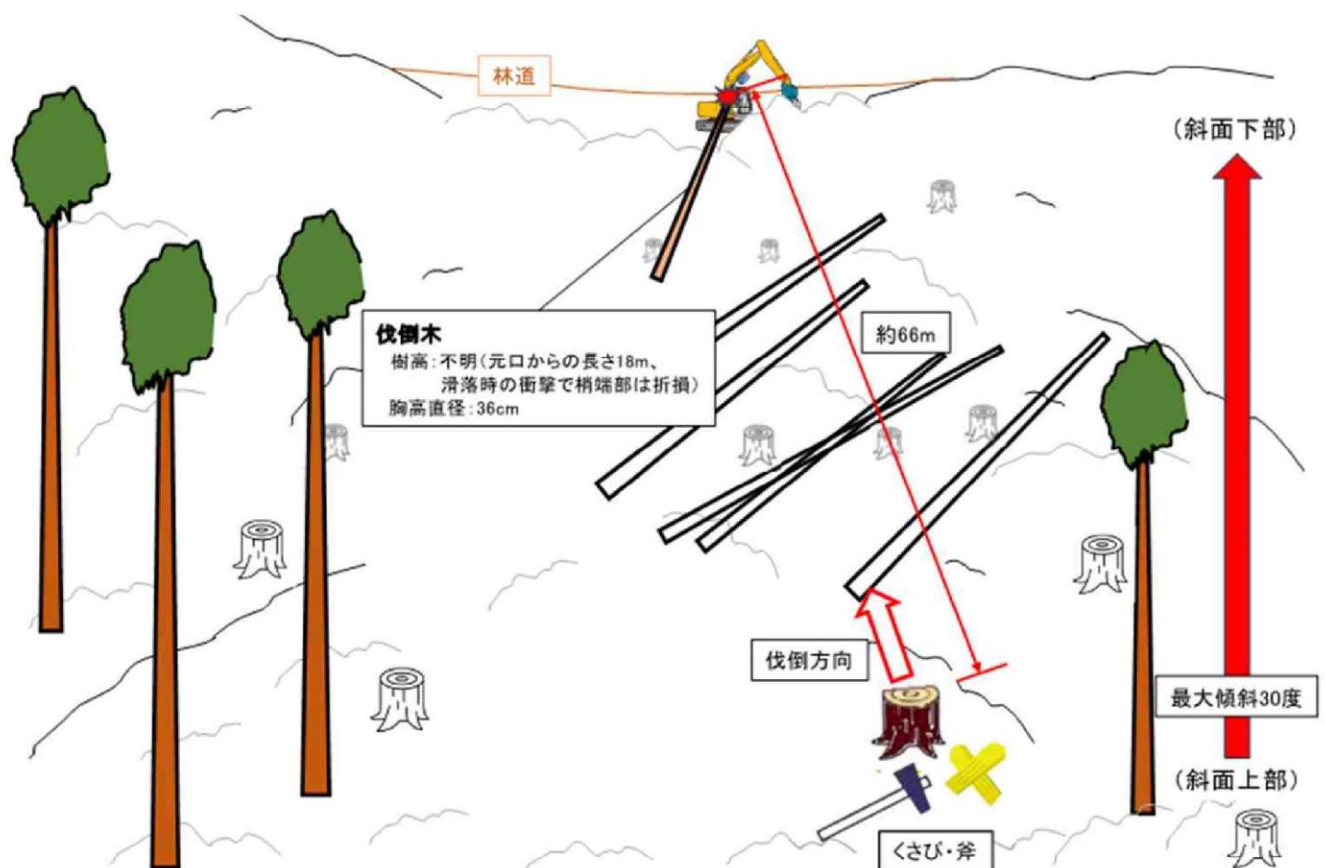
№ 5（発生：令和 6 年10月）

<災害の内容>

同僚が伐倒した伐倒木（スギ）が、伐倒直後に斜面を滑り落ち、斜面下方の林道に進入していた木材グラップル機のキャビンに突き刺さり、被災者に激突し受災

<災害の原因>

伐倒木が滑ることによる危険が予想される斜面の下方に作業者を立ち入らせた状況で伐倒が行われたことにより受災した



基本的事項の軽視は重大災害に繋がります！

今回の3件の事例から、最低限の基本的事項は下記の4点

（立入禁止） 立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせない。

（障害物の取り除き） 伐木の作業を行う場合には、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除く。

（上下作業の禁止） 作業中原木が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。

（伐倒合図） 伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない

これらを守るのに特別な技術はいらないはず！

○令和 6 年度 休業 4 日以上の災害発生概要 (近畿中国森林管理局管内)

番号	事業の種類	発生年月日	性別年齢	従事作業	傷病名	災害の概要
1	治山	R6. 7. 16	男 58	清掃作業	右膝蓋骨骨折	被災者は、資材運搬路の清掃作業を実施するため、散水車に給水を実施。 給水が完了したことから散水車の車止めを外したところ散水車が動き出し、被災者は動き出した散水車を止めようと運転席側に回り込み、止めようとしたが間に合わず、危険を感じて飛び降りた。飛び降りた際に右膝を骨折した。
2	治山	R6. 7. 31	男 58	下山中	右膝関節捻挫	被災者は、現場から山を下る際に歩道の下り坂において、歩行中に足を滑らせて、約1.5m程度滑落した際、左足をついた瞬間に左足を捻った。
3	保安林整備 (本数調整伐)	R6. 8. 26	男 72	伐倒作業	胸髓損傷・ 右大腿骨骨折	被災者は、同僚 2 名と本数調整伐を行っていた。(被災者は丸太筋工用の杭作成作業、同僚 2 名は伐倒作業に従事) 同僚 A が伐採した立木が想定と違う方向(退避していた被災者の方向)に倒れ始めたことから、同僚 A は被災者に「危ない」と声をかけた。被災者は掛け声に反応し上部方向に移動したが、伐採木の根元が地面にバウンドした反動で再び倒れる方向が変わり、被災者背部を直撃して受災した。
4	治山	R6. 9. 7	男 64	資材積込	左人差し指 不全切断	被災者は、撤去物資の積み込み作業をしていたところ、吊荷を介錯していた左人差し指がトラックに備えていた荷物落下防止用の単管パイプとの間に挟まれ不全切断した。
5	収穫調査	R6. 11. 3	男 76	立木調査	右手親指切創	収穫区域表示(テープ巻き)作業中、手をついた岩と足元の岩が崩れて転倒し右側の胸部を強打した。また、その際鞘から脱落した鉋刃に右手親指を打ち付けた。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人でも退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
 ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
 については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。